

## 第一種フロン類充填回収業 廃業の手引き

令和7年2月14日改訂

宮城県環境生活部環境政策課

### 1 はじめに

この手引きは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)に基づく第一種フロン類充填回収業の登録を受けた事業者が事業を廃止等する場合の手続をご案内するものです。

### 2 届出・相談窓口

#### 【届出(相談)先】

登録申請を行った窓口へ届け出てください。(登録証の右下に記載されています。)

#### 【申請(相談)先窓口一覧】

管轄地域	窓口機関名	所在地	連絡先
仙台市・県外	環境生活部環境政策課 みやぎゼロカーボン推進班	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎 13 階北側)	022-211-2661 <a href="mailto:kankyoe@pref.miyagi.lg.jp">kankyoe@pref.miyagi.lg.jp</a>
白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町	仙南保健所環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南 129-1(大河原合同庁舎内)	0224-53-3118 <a href="mailto:snkebew@pref.miyagi.lg.jp">snkebew@pref.miyagi.lg.jp</a>
塩竈市・多賀城市・富谷市・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村	塩釜保健所環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5506 <a href="mailto:sdhwfzka@pref.miyagi.lg.jp">sdhwfzka@pref.miyagi.lg.jp</a>
名取市・岩沼市・亘理町・山元町	塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295 <a href="mailto:inhwfka@pref.miyagi.lg.jp">inhwfka@pref.miyagi.lg.jp</a>
大崎市・栗原市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町	大崎保健所環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1(大崎合同庁舎内)	0229-87-8002 <a href="mailto:nh-kebem@pref.miyagi.lg.jp">nh-kebem@pref.miyagi.lg.jp</a>
石巻市・登米市・東松島市・女川町	石巻保健所環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7(石巻合同庁舎 2階南側)	0225-95-1418 <a href="mailto:et-hcem@pref.miyagi.lg.jp">et-hcem@pref.miyagi.lg.jp</a>
気仙沼市・南三陸町	気仙沼保健所環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127 <a href="mailto:kshwfz-kh@pref.miyagi.lg.jp">kshwfz-kh@pref.miyagi.lg.jp</a>

※相談・届出で窓口にお越しの際は事前に申請窓口へご連絡してください。

### 3 提出書類(提出部数:各1部)

※廃業等の事実が生じた日から 30 日以内に届け出が必要です。

#### (1)第一種フロン類充填回収業廃業届(要領様式第8(第 11 関係))

※[環境政策課 HP](#) でダウンロードできます

※押印不要です

#### (2)フロン類の充填量及び回収量等に関する報告書(様式第3(第 52 条関係))

廃業日が属する年度に行ったフロン類の充填回収量を記載した報告書を添付願います。(充填回収実績が無い場合でも提出が必要です。)

(3)手数料  
無料

(4)申請方法  
窓口での申請または[オンライン申請\(LoGo フォーム\)](#)をご利用ください。

#### 4 届出を行う方

No.	廃業等の区分	届出を行う者
1	(個人の場合)死亡した場合	その相続人
2	法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
3	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
4	法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
5	宮城県内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合	第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン類充填回収業者であった法人を代表する役員

#### 5 その他

・審査のために必要な書類の追加提出を求める場合があります。